

平成二十八年一月二十六日受領  
答 弁 第 五 〇 号

内閣衆質一九〇第五〇号

平成二十八年一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員井坂信彦君提出日韓請求権協定と「慰安婦問題」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出日韓請求権協定と「慰安婦問題」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「慰安婦問題」を含め、大韓民国との間では、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（昭和四十年条約第二十七号）第二条1において、「両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が・・・完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認」している。